

(仮称) 日置市リサイクルプラザ整備運営事業

公募説明書 (R 5 . 5 版)

令和 5 年 5 月

日置市

《目次》

用語の定義

第1	公募概要	1
1	公募日	1
2	発注者	1
3	担当部局	1
第2	事業概要	2
1	事業の目的	2
2	事業名称	2
3	公共施設等の管理者等の名称	2
4	事業の内容	2
5	民間事業者が実施する業務の範囲	2
6	本市が実施する業務の範囲	3
第3	応募者の審査及び選定	4
1	選定スケジュール（予定）	4
2	審査及び選定の手順	4
3	事業者選定委員会の設置	6
第4	募集要項	7
1	募集要項の構成	7
2	募集要項の公表	7
3	募集要項のうち資格審査に関する質疑・回答	7
第5	応募者の参加資格要件	9
1	応募者の構成等	9
2	応募者の参加資格要件	9
3	構成企業及び協力企業の要件	10
第6	資格審査	12
1	資格審査申請書類の提出	12
2	提出する資格審査申請書類	12
3	資格審査申請書類の提出方法	12
4	参加資格要件の確認方法	12
5	資格審査結果の通知	12
6	参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	13
第7	個別質疑	14

1	個別質疑の位置づけ	14
2	質疑の方法	14
3	質疑の方法	14
4	回答方法	14
第8	提案書類	15
1	提案書類の構成	15
2	提案書類の提出方法	15
3	提案書類の提出	15
4	応募の辞退	15
5	応募の無効	16
6	応募に当たっての留意事項	16
7	提案書類の修正等の禁止	16
第9	本審査	17
1	基礎審査	17
2	非価格要素審査	17
3	価格要素審査	17
4	総合評価の実施	17
5	優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表	18
6	本審査の審査結果理由の説明請求	18
第10	限度額	18
第11	優先交渉権者選定後の手続き	19
1	契約詳細の協議	19
2	契約の締結	19
3	応募参加にかかる保証金、契約保証金	19
4	特別目的会社の設立	19
5	その他	20

添付書類1：様式集

添付書類2：提案者・提案内容に関する事本事項（様式第4号）

《用語の定義》

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本市」とは、日置市をいう。
- (2) 「本事業」とは、(仮称)日置市リサイクルプラザ整備運営事業をいう。
- (3) 「本施設」とは、(仮称)日置市リサイクルプラザ整備運営施設をいう。
- (4) 「民間事業者」とは、本事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
- (5) 「募集要項」とは、本事業のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、基本協定書案等の資料をいう。
- (6) 「基本協定」とは、優先交渉権者決定後、基本契約及び運營業務委託契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者が締結する協定をいう。
- (7) 「応募者」とは、本事業の公募に応募する単体の民間事業者若しくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
- (8) 「応募グループ」とは、本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力グループからなる企業グループをいう。
- (9) 「構成員」とは、応募者が本事業を実施するに当たり、特別目的会社を設立する場合において、特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
- (10) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本事業の運營業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- (11) 「協力企業」とは、本事業を担う応募者のうち、事業開始後、本施設の設計・建設業務又は長期包括運營業務について、全て又は一部を代表企業(特別目的会社を含む。)から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
- (12) 「代表企業」とは、単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し応募グループで参加する場合には、代表して応募手続き等を行う民間事業者をいう。

第1 公募概要

本公募説明書は、本市が行う本事業を実施する民間事業者選定のための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業を実施する民間事業者の選定については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で提案書類の作成等を行うものとする。

1 公募日

令和5年5月31日（水）

2 発注者

日置市長 永山由高

3 担当部局等

担当部局 : 日置市 市民福祉部 市民生活課

担当者 : 瀬戸口、久木崎

住所 : 〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

電話 : 099-248-9448（課直通）

F A X : 099-246-5055

電子メール : seikatsu@city.hioki.lg.jp

第2 事業概要

1 事業の目的

本事業は、一般廃棄物中間処理施設における資源物等の処理について、将来にわたる安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、民間事業者にも本施設の整備、運営、施設所有等を委ねることで、民間の事業ノウハウを最大限に活用することを目的とする。

2 事業名称

(仮称) 日置市リサイクルプラザ整備運営事業

3 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、民間事業者が事業の実施に必要な資金の確保を行ったうえで、自らの提案をもとに本施設等の整備を行い、事業期間が終了するまで施設を保有し、維持管理等運営を行う民設民営方式により実施する。

(2) 事業期間

民間事業者との協議による。

施設整備期間：事業契約締結日から令和7年度まで（予定）

運営期間：施設竣工日から20年間を経過した日まで（予定）

(3) 契約形態

本市は、本施設の施設整備及び運営業務を事業者に一括で委託するために、本事業に係る事業契約を締結する。また、本市は事業契約に基づき維持管理等運営業務委託契約を締結する。

(4) 関係法令等の遵守

本事業を実施する事業者は、必要とされる関係法令等を遵守し、本事業の実施に当たり必要な許可申請についても本市と協力し、実施すること。

4 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な範囲は、以下のとおりとする。

(1) 本施設の整備等に関する業務

- 1) 施設、設備及び事業用地の設計及びその関連業務
- 2) 建築確認等の手続業務及びその他許認可申請等関連業務

- 3) 施設及び事業用地の整備並びにその関連業務
 - 4) 設備等の設置工事及びその関連工事
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導等）
- (2) 本施設の維持管理等運營業務
 - 1) 維持管理業務
 - 2) 情報管理業務（記録、報告、情報発信等）
 - 3) 環境管理業務
 - 4) 関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務

5 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する主な範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 事前業務
 - 1) 施設の設置許可及び処理業の許可の確認とそれらを含む許認可の取得への協力
 - 2) 本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
- (2) 本施設等の整備等に係る業務
 - 1) 事業者の建設進捗・施工監理状況の確認
 - 2) 本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
- (3) 本施設の運営に係る業務
 - 1) 処理対象物の収集・運搬
 - 2) 運営モニタリング
 - 3) 処理委託料の支払い
 - 4) 本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応
 - 5) 行政視察への対応
 - 6) 住民への情報提供、啓発活動
- (4) 他の地方公共団体との協議（災害等非常時のごみ受入協定等）

第3 応募者の審査及び選定

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における本市のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案、事業用地の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式で行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要領に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に審査を実施する。

1 選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

今後のスケジュール（予定）

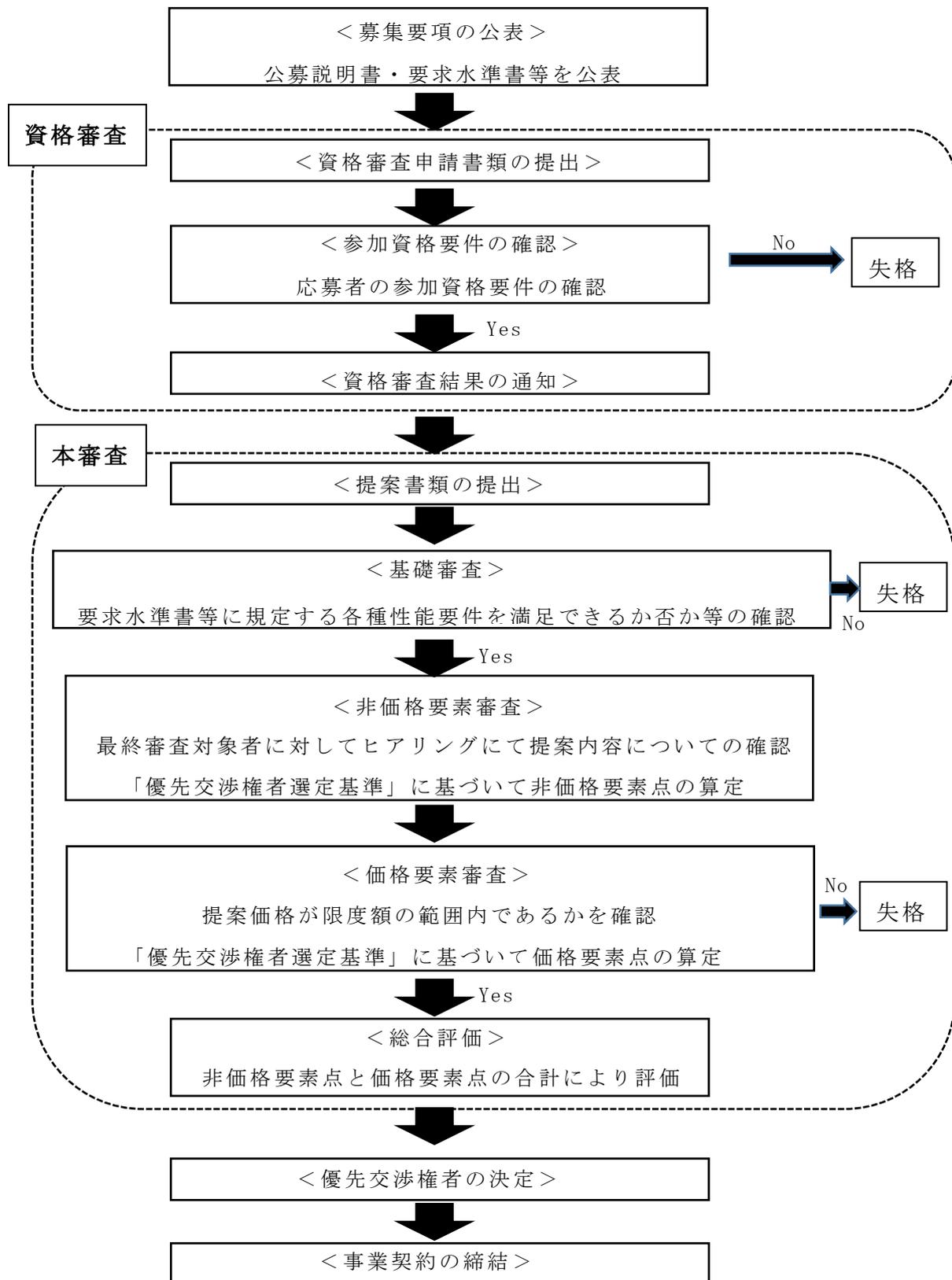
日 程	内 容
募集要項の公表日	令和5年5月31日（水）
資格審査に関する質疑締切	令和5年6月9日（金）
資格審査に関する質疑回答	令和5年6月16日（金）
資格審査申請書類の受付締切	令和5年6月30日（金）
資格審査結果の通知	令和5年7月7日（金）
募集要項に関する質疑締切	令和5年6月23日（金）
募集要項に関する質疑回答	令和5年6月30日（金）
企画提案書類の受付	令和5年7月7日（金）
基礎審査、非価格要素及び価格審査	令和5年7月～8月
総合評価の実施	令和5年8月下旬
優先交渉権者の決定	令和5年8月下旬
基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
契約詳細の協議	令和5年8月～
事業契約の締結	令和5年10月

2 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の選定に関しては、事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて本市が優先交渉権者を決定する。

なお、公告から契約締結に至るまでの流れは、次に示す図表のとおりである。

公告から契約締結までの流れ



3 事業者選定委員会の設置

本市は、本事業の事業者選定にあたり、選定委員会を設置し、意見を聴取する。

選定委員会では、応募者から提出された企画提案書について、選定基準書の評価項目、内容に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定します。

第4 募集要項

1 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。これらの書類は提案書類を作成するに当たっての条件等であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

(1) 募集要項

- ・ 公募説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 様式集

2 募集要項の公表

募集要項のうち、公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準及び様式集を次のとおり公表する。

- (1) 公表日 : 令和5年5月31日(水)
- (2) 方法 : 本市のホームページにおいて公表する。

3 募集要項に関する質疑・回答

募集要項に関する質疑・回答を以下のとおり実施する。

(1) 質疑の受付及び回答スケジュール

1) 提出期限

① 令和5年6月9日(金) 午後3時00分まで

(募集要項のうち資格審査に関する事項)

② 令和5年6月23日(金) 午後3時00分まで

(その他の募集要項に関する事項)

2) 回答期限

① 令和5年6月16日(金)

(募集要項のうち資格審査に関する事項)

② 令和5年6月30日(金)

(その他の募集要項に関する事項)

(2) 質疑の方法

質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書(様式第3-1号)」及び「募集要項に関する質疑書(様式第3-2号)」に、その内容を簡潔に記載し、担

当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡を入れること。

なお、上記の方法以外での問合せには応じない。

(3) 回答方法

募集要項に関する質疑に対する回答は、本市のホームページにおいて公表し、それ以外の回答については、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

第5 応募者の参加資格要件

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を満たすこと。また、本市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、単独の企業又は複数の企業等で構成される応募グループ（一つの企業がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
- (2) 応募グループは「代表企業」を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- (3) 主たる役割を担う応募者は、維持管理等運營業務の実績があり、経営等の状況が良好であること。
- (4) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- (5) 代表企業、構成企業及び協力企業の変更は原則認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 代表企業、構成企業及び協力企業のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業となることは認めない。
- (7) 応募者と関連会社に関係にある企業が、他の応募者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2 応募者の参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3) 日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年日置市告示第21号）及び日置市物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成22年日置市告示第23号）に定める指名停止の措置要件に基づく指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に当該措置要件に該当することとなった者を含む。）でないこと。ただし、指名停止の措置を受けた事由により、市において判断する。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。

- 5) 直近事業年度の国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- 6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- 8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- 9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- 10) 鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条各号に定める暴力団関係者でないこと。

3 構成企業及び協力企業の要件

(1) 本施設における設計・建設業務を行う者の要件

応募企業又は応募グループの構成する企業のうち、設計・建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が以下の要件を満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) 設計・建設業務を外注する際は、可能な範囲で市内業者の受注機会の確保に努めること。

(2) 本施設の維持管理等運営業務を行う者の要件

応募企業又は応募グループの構成する企業のうち、維持管理等運営業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が以下の要件を満たし

ていること。

- 1) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2) 平成 20 年 4 月 1 日以降、15 t /日以上処理能力を有するリサイクルプラザ（ただし、破碎・選別設備を有するもの）の運転管理業務を元請で契約し、5 年以上実施した実績を有していること。
- 3) 本業務を実施するために必要十分な施設（運搬車両等）を所有していること。
- 4) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。
- 5) B C P 対策の構築ができていること。
- 6) 本業務を遂行するにあたって、廃棄物処理施設技術管理者等の必要な資格者を有していること。

第6 資格審査

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

1 資格審査申請書類の提出

応募者は、参加資格の要件を満足することを証明するため、資格審査申請書類を担当部局に提出しなければならない。

2 提出する資格審査申請書類

参加資格申請書類は以下のとおりとする。

- (1) 参加申出書（様式第2号）
- (2) 資格審査申請書（様式第3-3号）
- (3) 提案者・提案内容に関する基本事項（様式第4号）
- (4) 応募者の構成〔役割分担〕（様式第3-4号）
- (5) 委任状〔代表企業への委任状〕（様式第3-5号）
- (6) 企業実績等（様式第3-6, 7, 8号）
- (7) 添付書類（代表企業）
 - 1) 法人登記簿謄本及び印鑑証明書
 - 2) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書（※未納がない証明でも可。）
 - 3) 財務諸表（直近3年）

3 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参により、令和5年6月30日（金）午後3時00分までに担当部局へ提出すること。

郵送又は伝送（電子メール等）による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本1部、副本（製本のコピー）1部とし、ファイリングするなど整理したうえで提出すること。

4 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行い、要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和5年7月7日（金）までに書面により各参加表明者へ通知する。なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の照会の結果によっては、資格を失う場合がある。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（期日中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（期日中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第7 個別質疑

本事業は、性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間事業者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避するために、応募者と個社別に書面による質疑を行う。

1 個別質疑の位置付け

本質疑は参加資格通過者と個別に実施する。提案書類作成に当たり、要求水準書の内容確認が必要な点や独自の提案内容について要求水準を満たしているかどうかの確認点等を資格審査通過者が取りまとめ、質疑書として提出すること。回答は個社別に行うが、資格審査通過者全てに通知すべき事項であると本市が判断した場合には、全ての資格審査通過者に回答するものとする。

2 質疑の方法

- (1) 提出期限 : 令和5年7月14日(金)午後3時00分まで
- (2) 回答期限 : 令和5年7月21日(金)

3 質疑の方法

質疑のある者は、「個別質疑での確認事項(任意様式)」にその内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡を入れること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

4 回答方法

個別質疑に対する回答は、各資格審査通過者に個別に送付する。

第 8 提案書類

資格審査通過者は、提案書類を提出する。

1 提案書類の構成

提案書類の構成は以下のとおりとする。

- (1) 企画提案書（様式第 5 号、任意様式）
- (2) 価格提案書（任意様式）
- (3) 事業計画書（任意様式）
- (4) 業務分担届出書（任意様式）

2 提案書類の提出方法

提案書類の提出については、正本 1 部、副本 1 部、電子媒体 1 部を準備し、持参により提出すること。本市は、提案書類の提出に対して受領書を交付する。

なお、電子媒体には、提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみ格納することとする。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることとする。また、電子媒体への格納条件は、次のとおりとする。

- ・電子媒体：Windows フォーマット
- ・使用アプリケーション：Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン

3 提案書類の提出

持参して行うこととし、郵送及び伝送（電子メール等）によるものは認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式は任意）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）
- (2) 受付時間：9 時から 17 時まで（期間中の土、日曜日、祝日は除く。）
- (3) 提出場所：担当部局

4 応募の辞退

資格審査通過者は、提案書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を直接担当部局へ持参すること。

5 応募の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該提案書類は返却しないものとする。

- (1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- (2) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 提案書類が所定の日時まで所定の場所に到達しないとき
- (4) 同一事項の応募について2通以上の価格提案書を提出したもの
- (5) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたもの
- (6) 応募に関し不正の行為があったとき
- (7) 価格提案書に記載された金額、氏名、件名又は印影が認知し難いとき
- (8) 価格提案書に記載された事業費の金額が上限価格を超過しているもの
- (9) その他応募に関する条件に違反したとき

6 応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、本市は、当該応募者を公募手続に参加させず又は公募手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、本市が必要と認めるときは、公募の手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

7 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、本市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

第9 本審査

本市は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

1 基礎審査

本市は、以下について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

(1) 提案書類についての審査

- 1) 必要な書類が揃っているか
- 2) 書類間で整合しているか

(2) 提案と要求水準の適合性等の確認

- 1) 全ての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

2 非価格要素審査

最終審査対象者の非価格要素提案について、「優先交渉権者選定基準」に基づき審査し、非価格要素点を算出する。

なお、審査に当たっては、最終審査対象者へのヒアリングを実施する予定である。

3 価格要素審査

限度額の制限の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「優先交渉権者選定基準」に定める価格要素点算定式により価格要素点を算定する。また、提案価格と事業計画書の整合性を確認する。なお、提案価格が限度額の制限の範囲内でない最終審査対象者は失格とする。

4 総合評価の実施

非価格要素点と価格要素点をもとに、「優先交渉権者選定基準」に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

5 優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定及び公表

本市は、事業者選定委員会の報告を受けて、内部の事務手続きを経て優先

交渉権者並びに次点交渉権者を決定し、その結果を本市ホームページにて公表する。

なお、民間事業者の提案書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点交渉権者の権利を無効とする。

6 本審査の審査結果理由の説明請求

資格審査通過者は、本審査の審査結果について、以下のとおり本市に説明を求めることができる

- (1) 本審査の審査結果の理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して5日以内（期日中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。
- (2) 上記説明請求に対する回答は、請求を受けた翌日から起算して10日以内（期日中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、書面により行う。

第10 限度額

本事業の限度額（消費税及び地方消費税の額は含む。）は、次のとおりである。提案価格は、限度額を超えないものとする。また、施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目ごとの価格を超えないものとする。

限度額 : 5,322,240,000 円
 (施設整備費 : 1,765,800,000 円)
 (運営委託費 : 3,556,440,000 円)

第 11 優先交渉権者選定後の手続き

1 契約詳細の協議

本市と優先交渉権者は、基本協定を締結後、事業契約、維持管理等運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議については、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものとする。

2 契約の締結

本市と優先交渉権者は、事業契約、維持管理等運營業務委託契約を締結する。ただし、市と契約締結を行う相手方については運営モニタリング及びリスク回避の観点から、本事業に特化した特別目的会社（以下「SPC」という。）とする。

3 応募参加にかかる保証金、契約保証金

(1) 応募参加にかかる保証金

応募参加にかかる保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金については、日置市契約規則（平成 17 年日置市規則第 50 号）の定めによる。

4 特別目的会社の要件

優先交渉権者は、自らの提案内容に応じて優先交渉権者選定後速やかに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社を、SPC として準備する。SPC の要件及びその実施する業務に関しては、以下のとおりとする。

(1) 本店所在地を鹿児島県日置市内とする。

(2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

(3) SPC の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。

(4) SPC の株主は、本市の同意なくして SPC の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。

(5) SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(6) SPC を準備したときは、速やかに商業登記の全部事項証明書及び定款

の原本照明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

5 その他

(1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3) 提案書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、本審査の目的以外には使用しない。